

授業料減免制度

当校にて就学する意欲と能力のある入学者が、経済的理由により就学を断念することがないように、授業料の一部を減免することにより、経済的支援を行う制度を新設しました。

■対象となる方

経済的理由により、授業料の納付が困難であると認められ、かつ勉学に対する意欲のある学生のうち、以下（１）～（４）のいずれかに該当する方

- （１）生活保護世帯の入学希望者又は入学者
- （２）個人住民税所得割非課税世帯の入学希望者又は入学者
- （３）所得税非課税世帯の入学希望者又は入学者
- （４）保護者等の倒産、失業などにより家計の急変した世帯の入学希望者又は入学者

■授業料減免について

入学した年度の年間授業料450,000円及び470,000円のうち、200,000円を納入金額から減免いたします。

※現金の直接給付ではありません。

※初年度年間授業料の納入金額からの減免となります。

■申請手続きについて

希望される方はお電話にて入学相談室までお申し出ください。

申請受付期間は入学願書受付開始日から入学年の4月最後の開校日となります。

手続きに日数を要しますので、お早めにお申し出ください。

詳細については、お申し出またはご相談をいただいた時に詳しくご説明いたします。

当制度により授業料減免を受けた場合、「新潟県による経済的支援制度」へ申請することができます。（最大で312,500円の支援となります）

■平成28年度実績

対象学科		授業料金額（年間）
◎医療秘書・事務学科	◎調剤薬局事務学科	450,000円
◎歯科助手学科	◎販売スペシャリスト学科	
◎事業創造学科	◎ビジネスライセンス学科	
◎医療事務学科		
◎office スペシャリスト学科	◎ビジネス秘書・事務学科	470,000円
◎広告ビジネス学科	◎ネットビジネス学科	
◎イベントビジネス学科		

予算額（5人）	1,000,000円
支援実績総額（0人）	0円

▼お問い合わせ

授業料減免制度、学費ご納入についてのご相談はいつでも受付けております。お気軽にご相談ください。

授業料減免制度について・・・＜入学相談室＞フリーダイヤル：0120-981-082

学費納入について・・・＜学費サポートセンター＞フリーダイヤル：0800-170-1010